

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を不開示とした決定は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）及び改正前の鹿児島県情報公開条例（昭和63年鹿児島県条例第4号。以下「旧条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、取り消す必要はない。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立人が、条例第5条の規定に基づき、平成13年5月21日付けで行った次の(2)に掲げる「〇〇〇〇に関する42件の公文書」（以下「本件対象公文書」という。）の開示請求に対し、実施機関は、平成13年7月19日付け鹿教総第155号で、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるといふものである。

(2) 本件対象公文書の名称

①春秋叙勲，②高齢者叙勲，③死亡叙位・叙勲，④履歴カード，⑤普通免許状授与原簿，⑥臨時免許状授与原簿，⑦特別免許状授与原簿，⑧免許状の取り上げ，⑨免許状の失効通知，⑩専従許可，⑪通知・警告書，⑫訴訟個別案件，⑬審理個別案件，⑭分限個別案件，⑮懲戒個別案件，⑯公務（通勤）災害台帳，⑰債権差押命令簿，⑱校長・教頭任免，⑲採用，⑳退職，㉑休職・復職，㉒登録者名簿（教員選考試験），㉓登録者名簿（管理職任用標準試験），㉔人事異動表，㉕免許法認定講習，㉖叙勲（学校保健），㉗学校職員等健康診断諮問委員会，㉘表彰（学校給食），㉙訴訟（学校体育），㉚海外研修等（生涯スポーツ），㉛叙勲（生涯スポーツ），㉜文部大臣表彰（生涯スポーツ），㉝県民表彰（生涯スポーツ），㉞体育指導委員関係表彰（生涯スポーツ），㉟知事褒賞（競技スポーツ），㊱認定・登録（社会教育主事資格），㊲表彰（視聴覚教育），㊳免許証交付（視聴覚教育指導者等），㊴再交付（視聴覚教育指導者等），㊵認定証交付（視聴覚教育指導者等），㊶社会教育委員の任命，㊷社会教育有志指導者認定登録

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書，意見書及び口頭による意見陳述で述べている異議申立ての

主たる理由は、次のように要約される。

ア 公文書を不開示決定処分することは、当人が個人であろうが教員であろうが憲法の本質からみて違法、不当であることは明らかである。

イ 本件の処分は、憲法、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、県条例に違反するものである。

ウ 個人に関する情報（心身、財産状況など個人に関する情報が記録されているもの）には、全く該当せず対象外である。こころ、からだ、土地、かね、品物など心身、財産状況について個人に関する情報は記録していない。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

(1) 本件対象公文書の内容

- ① 春秋叙勲
学校教育の振興に貢献した叙勲候補者の功績等を記載したもの
- ② 高齢者叙勲
学校教育の振興に貢献した叙勲候補者の功績等を記載したもの
- ③ 死亡叙位・叙勲
学校教育の振興に貢献した叙位・叙勲候補者の功績等を記載したもの
- ④ 履歴カード
職員の勤務歴等の発令等を記載したもの
- ⑤ 普通免許状授与原簿
県教育委員会が授与した教育職員の普通免許状の内容を記載したもの
- ⑥ 臨時免許状授与原簿
県教育委員会が授与した教育職員の臨時免許状の内容を記載したもの
- ⑦ 特別免許状授与原簿
県教育委員会が授与した教育職員の特別免許状の内容を記載したもの
- ⑧ 免許状の取り上げ
本県で取り上げを行った教育職員免許状に関する記録
- ⑨ 免許状の失効通知
本県で失効通知を行った教育職員免許状に関する記録
- ⑩ 専従許可
職員団体の業務に専ら従事するための休職の許可又は取消しを記載したもの
- ⑪ 通知・警告書
教職員の争議行為等に関する通知・警告書
- ⑫ 訴訟個別案件
教職員の処分に対する訴訟に関する書類
- ⑬ 審理個別案件
教職員の処分に対する不服申立ての審理に関する書類

- ⑭ 分限個別案件
教職員の分限処分に関する書類
- ⑮ 懲戒個別案件
教職員の懲戒処分に関する書類
- ⑯ 公務（通勤）災害台帳
公務上の災害又は通勤による災害を受けた者に、公務（通勤）災害の認定をした場合の認定請求の内容を記載したもの
- ⑰ 債権差押命令簿
裁判所からの教職員の債権差押命令に基づく関係書類
- ⑱ 校長・教頭任免
校長及び教頭の任用並びに退職の発令の関係書類
- ⑲ 採用
教職員の新規採用に伴う発令の関係書類
- ⑳ 退職
退職申請に伴う発令の関係書類
- ㉑ 休職・復職
休職及び復職申請に伴う発令の関係書類
- ㉒ 登録者名簿（教員選考試験）
県公立学校教員採用のための選考試験実施要領と合格者を登録したもの
- ㉓ 登録者名簿（管理職任用標準試験）
管理職任用標準試験の実施要領と合格者を登録したもの
- ㉔ 人事異動表
人事異動に伴う配置先、氏名等を記載したもの
- ㉕ 免許法認定講習
教員が一種及び二種免許状を取得するために必要な単位を修得するための講習の関係書類
- ㉖ 叙勲（学校保健）
保健体育部門の叙勲候補者の功績等文部省への推薦に関するもの
- ㉗ 学校職員等健康診断諮問委員会
教育長の諮問に応じて学校職員等の休職、復職等について、諮問委員会が行う健康状況の審査判定に関するもの
- ㉘ 表彰（学校給食）
学校給食優良学校等の表彰に係る市町村教育委員会からの功績等が記載された推薦書及び県における審査決定等に関する文書
- ㉙ 訴訟（学校体育）
学校教育活動中の事故等に係る事故報告書、相手側からの提出文書、裁判関係書類等の争訟等の事案に関するもの
- ㉚ 海外研修等（生涯スポーツ）

文部省が実施する社会体育指導者の海外派遣の候補者の推薦書，調書等推薦に関するもの

⑳ 叙勲（生涯スポーツ）

体育・スポーツ部門の叙勲候補者の功績等国への推薦に関するもの

㉑ 文部大臣表彰（生涯スポーツ）

体育・スポーツ部門の功労者及び社会体育優良団体の表彰候補者の功績等文部省への推薦に関するもの

㉒ 県民表彰（生涯スポーツ）

教育文化部門候補者の功績等県の表彰主管課への推薦に関するもの

㉓ 体育指導委員関係表彰（生涯スポーツ）

体育指導委員功労者表彰候補者の功績等文部省への推薦に関するもの

㉔ 知事褒賞（競技スポーツ）

スポーツ部門の知事褒賞候補者に係る推薦書等及び県における褒賞決定に関する文書

㉕ 認定・登録（社会教育主事資格）

社会教育主事資格を取得した者の名簿等

㉖ 表彰（視聴覚教育）

視聴覚教育功労者（文部大臣，各地功労者）及び全視連視聴覚功労者表彰等の推薦に関するもの

㉗ 免許証交付（視聴覚教育指導者等）

16ミリ映写機操作免許証を交付した者の名簿等

㉘ 再交付（視聴覚教育指導者等）

16ミリ映写機操作免許証を再交付した者の名簿等

㉙ 認定証交付（視聴覚教育指導者等）

視聴覚教育指導者（初級及び中級）の認定証を交付した者の名簿等

㉚ 社会教育委員の任命

県教育委員会の附属機関である社会教育委員の委嘱等に関するもの

㉛ 社会教育有志指導者認定登録

社会教育有志指導者（PTA指導者，婦人教育指導者，青年団体指導者，少年団休成人指導者及び高齢者指導者）として認定した者の名簿等

(2) 不開示理由

ア 前記(1)の ①，②，⑥～⑫，⑯及び⑱～㉔について
公文書が存在しない。

イ 前記(1)の ③～⑤について

これらの公文書は，いずれも平成13年4月1日前に作成したものであり，条例附則第3項により，旧条例が適用される。

これらの公文書に記載の情報は、いずれも旧条例第8条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当する。

また、同号ただし書に規定する「ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる」とされている情報、イ 実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報、ウ 法令等の規定による許可、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」のいずれにも該当しない。

よって、これらの公文書は、いずれも個人に関する情報であり、開示できない。

ウ 前記(1)の ⑬～⑮及び⑰について

条例第10条に該当。当該公文書の存否を答えること自体が個人の権利利益を侵害することになり、条例第7条第1号の規定により不開示とすべき情報を公開することになるので、存否を答えることはできない。また、仮に当該公文書が存在するとしても、同号に該当して不開示とする。

(3) 一部開示の可否（前記(1)の ③～⑤）について

条例第8条は、公文書の部分開示の要件について規定しているが、死亡叙位・叙勲、履歴カード及び普通免許状授与原簿については、いずれも旧条例第8条第2号本文に該当する開示できない部分（個人情報）が全般にわたっており、これらを除く部分を開示したとしても請求の趣旨を到底満たすことはできないことになる。

よって、部分開示を行わなかったものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年10月3日	諮問を受けた。
平成13年11月26日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
平成13年11月27日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
平成14年1月16日	諮問の審議を行った。
平成14年3月22日	諮問の審議を行った。（異議申立人から意見を聴取）
平成14年4月19日	諮問の審議を行った。
平成14年5月21日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件対象公文書について調査及び審査した結果、以下のとおり判断する。

ア 本件対象公文書の内容、保存期間について

本件対象公文書の内容として考えられるものは、前記3の(1)記載のとおりである。

その保存期間については、鹿児島県教育委員会文書規程（昭和60年12月18日教育委員会訓令第1号）第35条において、「公文書の保存期間の区分は、1年未満の事務処理上必要な期間、1年、3年、5年、10年、10年を超える保存を必要とする期間及び永久とする。」となっており、本件対象公文書について、同規程第29条に基づき作成された文書管理表により確認したところ、いずれも「永久」又は「常用」とされていることを確認した。

イ 本件対象公文書の存否について

実施機関は、本件対象公文書のうち、前記3の(1)の①、②、⑥～⑫、⑯及び⑱～⑳については、公文書が存在しないことを理由に不開示としている。

当審査会においても、事務局職員をして、実施機関からの聴取や書庫等の関係文書の存否、保存等の状況について確認させたが、これらの公文書について〇〇〇〇に関して記録されたものを確認することはできなかった。

ウ 旧条例第8条第2号本文の該当性について

旧条例第8条第2号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものは、開示しないことができると規定している。

本号本文は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーは最大限保護する必要があること、また、個人のプライバシーの概念は法的に未成熟でもあり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は識別され得る情報については、原則として不開示とすることを定めたものである。

「個人に関する情報」とは、思想、宗教等個人の内心に関する情報、健康状況、病歴等個人の心身の状況に関する情報、婚姻歴、家族状況、生活記録等個人の家庭等の状況に関する情報、学歴、職歴等個人の経歴に関する情報、団体活動記録、交際関係等個人の社会活動に関する情報、所得、資産等個人の財産状況に関する情報その他一切の個人に関する情報をいう。

そこで、本件対象公文書のうち、個人に関する情報に該当することを理由に不開示とした前記3の(1)の③～⑤が、この規定に該当するかどうかについて検討する。

③の死亡叙位・叙勲については、叙勲審査票（個人の住所、氏名、学歴等）、功績調書（個人の教員在職期間における功績及び叙勲受賞状況等）、履歴書（個人の学歴、経歴、給与発令等）、刑罰等調書（個人の刑罰等の状況）及び戸籍抄本（個人の本籍、出生、婚姻等）から構成され、個人に関する情報が全般にわたって記録されている。

④の履歴カードについては、職員の氏名、性別、生年月日、本籍地、学歴、免許状（取得年月日、名称）、検定関係、特殊の研究技能、身体上の故障及び異動事項（発

令日、発令庁、採用、昇級、給料等を含む。)の項目から構成され、個人に関する情報が全般にわたって記録されている。

⑤の普通免許状授与原簿については、受付番号ごとに1枚の用紙で管理されており、免許状を授与された者の氏名、性別、生年月日、本籍地、免許状の種類・教科等の個人に関する情報が全般にわたって記録されている。

以上のとおり、これらの公文書には、いずれも個人に関する情報が全般にわたって記録されており、本号本文に該当する。

エ 旧条例第8条第2号ただし書の該当性について

本号ただし書では、「ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる」とされている情報 イ 実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報 ウ 法令等の規定による許可、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」については、本号本文に該当する場合であっても、開示しなければならない旨規定している。

そこで、前記3の(1)の③～⑤が、ただし書に該当するか否か検討したが、いずれもただし書には該当しないものと判断する。

オ 一部開示の可否について

条例第8条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と規定している。

そこで、前記3の(1)の③～⑤について一部開示の可否を検討したが、これらの公文書には、個人に関する情報が全般にわたって記録されており、これらを除いた部分には、有意の情報が記録されていないと認められることから一部開示の必要はない。

カ 公文書の存否を含めて不開示とすることの妥当性について

条例第10条には、公文書の存否に関する情報についての規定があり、公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できることとされている。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。その類型として、具体的には、① 特定の個人の病歴に関する情報、② 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報、③ 犯罪の内偵捜査に関する情報、④ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報などが考えられる。また、存否を

明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、当該情報が不開示情報に該当しなくなったような場合を除き、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であるとされている。

そこで、本件対象公文書のうち、前記3の(1)の⑬～⑮及び⑰がこの規定に該当するか否か検討する。

⑬の審理個別案件、⑭の分限個別案件及び⑮の懲戒個別案件については、いずれも教職員の処分に関する情報が記録されたものであり、また、⑰の債権差押命令簿については、裁判所からの教職員の債権差押命令及び差押債権目録等である。これらの公文書は、いずれも特定の個人の名を挙げての請求であり、当該公文書の存否を答えること自体が個人の権利利益を侵害することになり、条例第7条第1号の規定により不開示とすべき情報を開示することとなるので、公文書の存否を含めて不開示とすることは妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。